

組織運営の仕組み

ガバナンス態勢	54
---------------	----

ガバナンス態勢

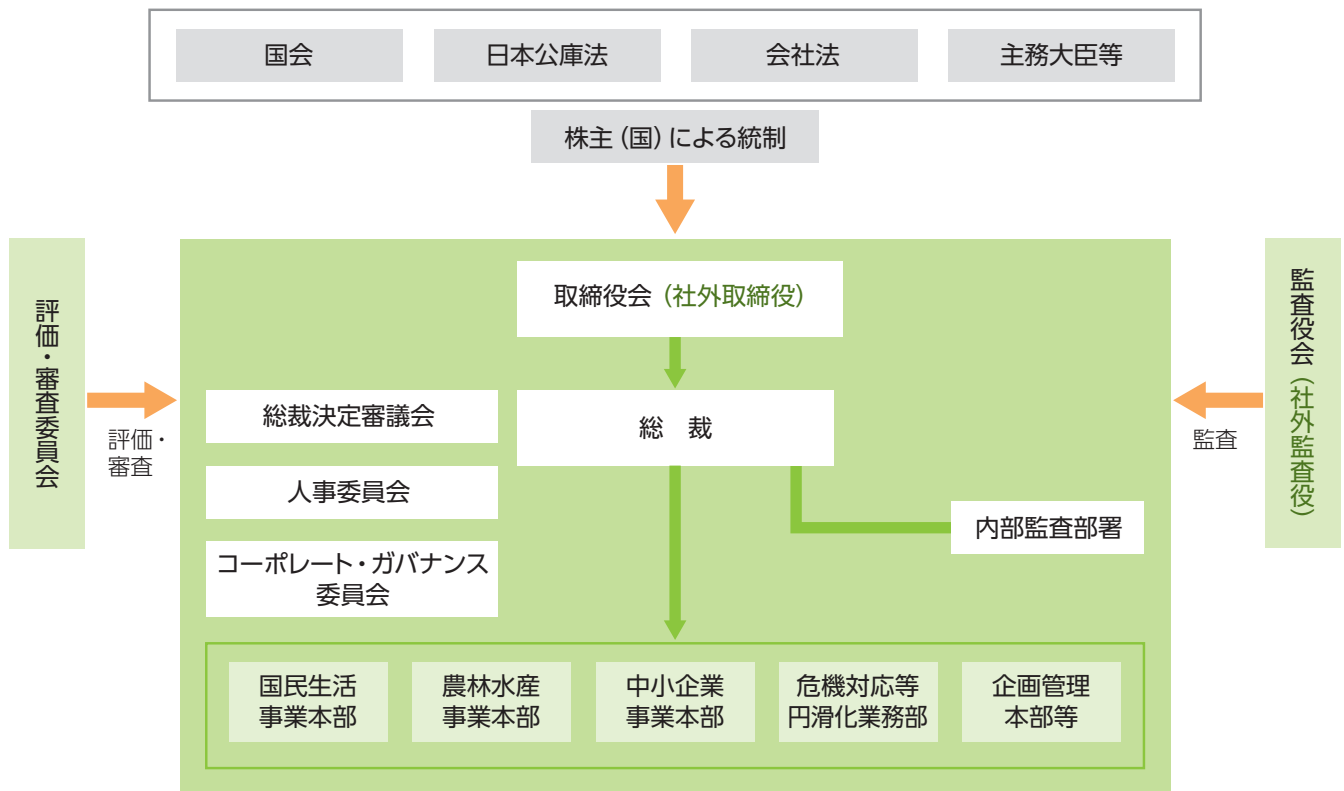
基本的な考え方

政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行います。経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組みます。

「透明性・公正性・迅速性」の実現のため、外部からの評価・審査（評価・審査委員会）並びに内部及び外部の監査（内部監査部署、監査役会、会計監査人）を受ける態勢を構築しています。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しています。

ガバナンス体制



1 国による統制

日本公庫は、一般の株式会社とは異なり、発行済株式の総数を政府が常時保有することが法定されているなど、国による強い統制^(注)を受ける特殊会社です。

(注) 国による統制

- 株主としての統制（会社法等）
- 主務省等による統制（金融庁・会計検査院検査を含みます。）
- 国会による統制（予算等）

2 取締役会

日本公庫の取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況を定期的に報告しています。

3 監査役会

日本公庫の監査役会は、5名の監査役で構成しており、うち3名を社外監査役としています。監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な会合等を通じて、取締役の職務執行について監査しています。

4 評価・審査委員会

日本公庫は、日本政府の決定（政策金融改革に係る制度設計）に基づき、政策目的に沿った事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行うため、外部有識者による評価・審査委員会を設置しています。

評価・審査委員会では、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行います。なお、業務及び運営に関する評価・審査の基準及び結果は外部に公表しています。

評価・審査委員会の委員は、外部の有識者及び社外取締役からなる「評価・審査委員」並びに日本公庫の業務に関して専門的な知見を有する外部の有識者からなる「専門委員」によって構成されています。

評価・審査委員会名簿

（五十音順、敬称略） 2024年7月1日現在

【評価・審査委員】

鵜澤 静	元日清紡ホールディングス株式会社代表取締役会長
梅山 香里	中小企業診断士 一般社団法人中小企業診断協会経営戦略工学研究センターセンター長
栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所代表取締役会長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
佐藤 雄二郎	株式会社日本政策金融公庫社外取締役
◎隅 修三	東京海上日動火災保険株式会社相談役
西岡 清一郎	弁護士 元広島高等裁判所長官
○沼上 幹	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授
宮島 香澄	日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員

【専門委員】

小田切 徳美	明治大学農学部教授
鶴 光太郎	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
根本 忠宣	中央大学商学部教授

（◎は委員長、○は委員長代理）

開催実績

（主な議事内容）

●2023年度第1回（2023年5月24日）

- ・2023年度業務運営計画
- ・2023年度業績評価基準
- ・2022年度役員業績評価
- ・役員候補者の審査

●2023年度第2回（2023年7月5日）

- ・2022年度業績評価報告書
- ・退職役員等の業績評価

●2023年度第3回（2023年11月29日）

- ・2023年度業務運営計画中間レビュー

5 総裁決定審議会

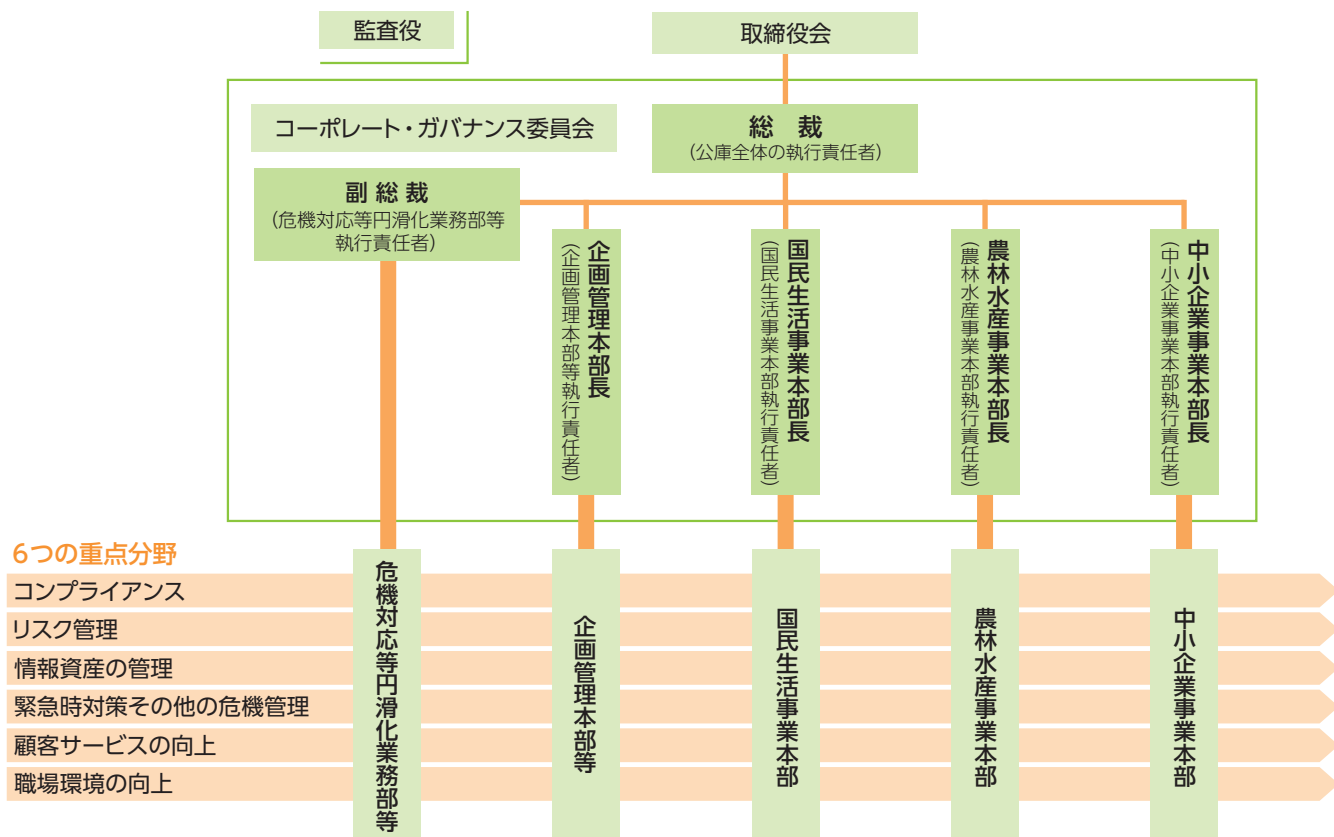
総裁の諮問により、日本公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しています。

6 コーポレート・ガバナンス委員会

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。日本公庫では、事業本部等^(注)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしています。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、6つの重点分野に関する事項のうち、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議します。

(注) 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部等及び企画管理本部等をいいます。



7 内部監査

日本公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しています。

監査部及びシステム監査室は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、日本公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っています。

監査にあたっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っています。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、監査部及びシステム監査室が取締役会及び監査役に報告しています。また、内部監査の結果については監査部及びシステム監査室が総裁、取締役会及び監査役に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置を講じています。

このように、内部監査部署による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、日本公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持を図っています。

◆内部統制基本方針

日本公庫は、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めています。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- 第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。
- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。
 - 3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
 - 4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - 6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- 第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。
- 2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
 - 3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- 第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
 - 4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- 第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- 2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
 - 3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

- 第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- 2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。
 - 3 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
 - 4 内部監査部署は、定期的に若しくは必要に応じて、又は総裁の指示若しくは他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
 - 5 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)

第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 公庫は、前2条を遵守するほか、監査役の職務を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

- 2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

第10条 公庫は、前条第2項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第11条 公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第12条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- 2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

内部管理上の重点分野

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。

1 コンプライアンス

日本公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しています。

(1)コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しています。

(2)内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを公庫内及び弁護士事務所に設置しています。

(3)反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、日本公庫に対する公共の信頼を維持し、公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

(4)インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しています。

2 リスク管理

日本公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っています。

管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含みます。)の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランスを含みます。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

3 情報資産の管理

日本公庫では、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、セキュリティポリシーを定め、情報資産の管理を適切に行っています。

セキュリティポリシー

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって公庫の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行います。

1 基本理念

公庫は、関係法令及び関連規定の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討したうえで、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施にあたっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分に、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

2 情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点から分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

3 情報資産の管理体制

情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

4 個人情報の保護

公庫は、プライバシーポリシーを定め、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

5 情報セキュリティに関する教育

公庫は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規定の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、業務に応じた必要な時期に必要な教育を行います。

6 業務の外部委託

公庫は、業務の委託等により、公庫の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

7 情報セキュリティ事故への対応

- (1) 公庫は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。
- (2) 情報システムに対するサイバー攻撃に係る情報を入手した場合は、速やかに財務省に連絡を行います。

8 評価・見直し

本ポリシーは、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化及び組織、業務内容等の変更、公庫の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、評価・見直しを行います。

以上

4 緊急時対策その他の危機管理

日本公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。また、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画(BCP^(注))を策定しております。

(注)BCP(ビジネス・コンティニュイティ・プラン)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画のことです。

5 お客さまサービスの向上

日本公庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めてまいります。

顧客保護等管理方針

- 1 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。
 - 2 公庫は、お客さまへの取引や商品の説明及び情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
 - 3 公庫は、お客さまからのご相談や苦情等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応するとともに、業務運営への適切な反映に努めてまいります。
 - 4 公庫は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
 - 5 公庫は、公庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。
- ※ 本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。
- ①公庫の業務を利用していただいている方
 - ②公庫の業務を利用されていた方
 - ③公庫の業務の利用を検討されている方
- ※ 公庫においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)第11条及び公庫が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

6 職場環境の向上

日本公庫では、職場環境等に関する課題の把握及び今後の対策検討等への活用を目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得た職員の意見等を職場環境の向上等に積極的に役立てています。

ダイバーシティの推進と職場環境向上

「多様な人材が活躍できる職場づくり」に向けて、女性のキャリア開発を推進するとともに、性別を問わずワークライフ・マネジメント^(注)実践が可能な職場づくりに取り組んでいます。

(注)ワークライフ・マネジメント：仕事と生活における役割責任を果たしながら、双方の充実を目指して自身の意思で自分の働き方・生き方を積極的にマネジメントすること。

1 女性のキャリア開発の推進

「管理職に占める女性の割合12%以上(2028年4月時点)」を目標^(注)に掲げ、女性の育成・登用に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、事務職から業務職への育成制度、女性のスキルアップを目的とした外部研修への派遣に加え、女性管理職及び女性上級業務職、若手女性職員を対象とした社内フォーラムの開催、若手職員を対象に先輩職員がアドバイザー役として、仕事だけでなく仕事と家庭の両立等に関する相談にも対応するメンタリング制度を整備しています。

また、日本公庫は、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な事業主として、厚生労働大臣の認定「えるぼし」の2段階目(2つ星)を取得しています。

(注)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づく行動計画

認定マーク「えるぼし」



2 多様な人材が活躍できる職場づくり

テレワーク等の柔軟な働き方を可能とする制度を活用し、多様な人材が最大限に能力を発揮できる職場づくりに取り組んでいます。

3 両立支援

柔軟な働き方を実現するため、ライフステージに応じた両立支援策を整備しています。

また、男性の育児等に伴う休暇・休業の1ヵ月以上の取得を奨励しています。日本公庫は、優良な子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく特例認定「プラチナくるみん」を取得しています。

認定マーク「プラチナくるみん」

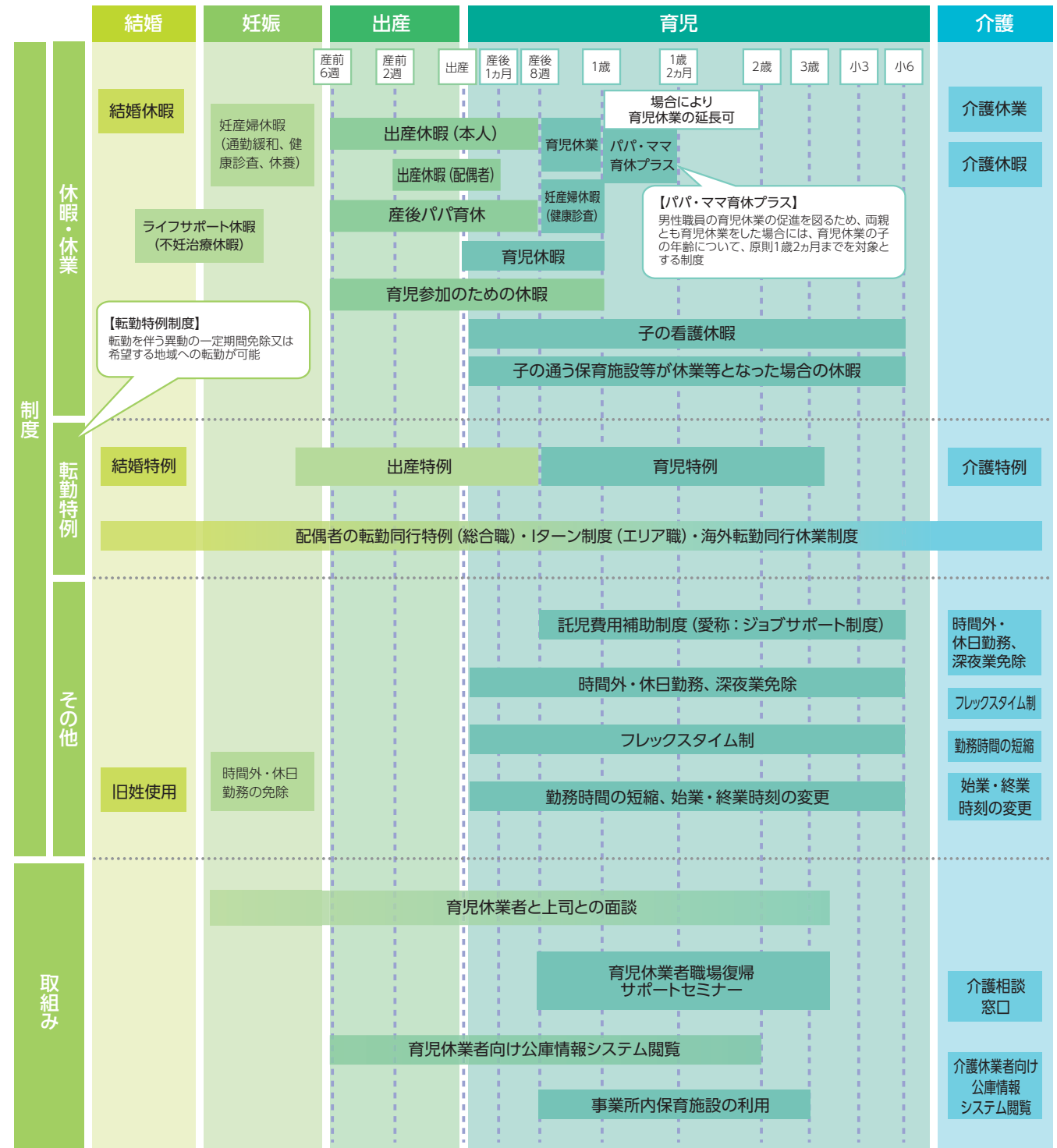


4 メリハリある働き方の推進

ワークライフ・マネジメントの一環として、休暇の計画的取得やノー残業デーの実施を推進しています。また、テレワーク等の柔軟な働き方の推進に向けた勉強会や社内向けの情報発信を実施しています。こうした取組みにより、時間生産性を高め、職員一人ひとりのメリハリある働き方の実践を推進しています。

5 本支店におけるダイバーシティ推進活動

本店及び全国152支店すべてにおいて、ダイバーシティ推進委員会を設置し、多様な人材が活躍できる職場づくりに向けた職員の意識啓発を推進しています。



組織運営の仕組み

個人情報の保護

日本公庫では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等の個人情報保護法制のもと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しています。

タイ個人情報保護法(Personal Data Protection Act)の適用を受ける個人情報の取扱いについては、日本公庫ホームページ(https://www.jfc.go.jp/n/privacy/pdf/privacy_policy_Thailand.pdf)をご覧ください。



プライバシーポリシー

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが公庫のお客さまに対する責務であると考えています。

公庫では、お客さまの個人情報を保護するため、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

1 個人情報の取得

公庫は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

2 個人情報の利用

公庫は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

事業共通

- ① お客さまご本人さまの確認(融資制度等をご利用いただく資格、要件等の確認を含みます。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
- ⑤ ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

国民生活事業

- ① 融資制度等のご案内のためのダイレクトメール等の発送等^(注)

(注)お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(国民生活事業)にお申し出いただければ、停止いたします。

- ② 次表に掲げるお客さまの情報の提供先への提供

提供するお客さまの情報	提供先
ア 経営改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
イ 生活衛生改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	都道府県生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター
ウ 一般貸付、経営改善貸付(小規模事業者経営発達支援資金に限る。)、特別貸付、生活衛生貸付(生活衛生改善貸付を除く。)及び教育貸付制度をお申込みのお客さま	個人信用情報機関
エ 恩給・共済年金担保貸付制度をお申込みのお客さま	恩給等の裁定庁
オ 公益財団法人教育資金融資保証基金に債務保証をお申込みのお客さま(教育貸付制度のみ)	公益財団法人教育資金融資保証基金
カ 団体信用生命保険をお申込みのお客さま	公益財団法人公庫団信サービス協会
キ 信用保証協会付融資をお申込みのお客さま	都道府県信用保証協会

農林水産事業

- ① ご融資に必要な行政庁等の選定手続、又はご融資に必要な行政庁等の確認書や意見書受領の手続
- ② 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
- ③ データ分析等による、ご融資の判断に利用するための資料等の作成
- ④ 払込案内等の送付等、ご融資・ご返済に関する情報の提供
- ⑤ アンケート等による調査・研究、ダイレクトメール等による参考情報の提供^(注)

(注)お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(農林水産事業)にお申し出いただければ、停止いたします。

中小企業事業

- ① 信用状のお申込の受付、信用状発行の判断及び信用状発行後の管理
- ② 与信業務に係る継続的なお取引等についての判断
- ③ 信用保険の引き受け、保険金の支払い及び引き受け後の管理
- ④ 各種お取引の解除やお取引解除後の事後管理
- ⑤ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の経営支援に必要な情報の提供
- ⑥ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の景況等の調査及びその公表
- ⑦ 融資制度若しくは信用状制度の御案内又は御提案^(注)
(注) お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(中小企業事業)にお申し出いただければ、停止いたします。
- ⑧ 中小企業政策に対する評価及びその公表並びに新たな政策金融手法等の研究や開発

危機対応等円滑化業務部

- ① 損害担保の引受け、補償金の支払い及び事後管理
- ② 利子補給金の支給及び支給後の管理

3 個人情報の第三者提供

公庫は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 利用目的の範囲内で提供する場合
- (3) お客さまの事前の同意を得ている場合
- (4) 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
- (5) 統計の作成又は学術研究の目的の場合
- (6) 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

4 業務委託

公庫の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

5 個人情報の管理

- (1) 公庫は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
- (2) 公庫は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3) 公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

6 個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱いします。

なお、個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの支店(取扱事業)にご相談ください。

7 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

公庫におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、最寄りの支店(取扱事業)にご相談ください。

8 継続的な改善

公庫は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行っていきます。

以上

日本公庫では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)のもと、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適切な管理について必要な事項を定めた「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」を策定し、公表しています。

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

株式会社日本政策金融公庫では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に定められた事務において個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う。番号法においては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び特定個人情報取扱規則等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等^(注)を遵守する。

(注)法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 個人情報保護法等関連法令
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ・ 行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき株式会社日本政策金融公庫自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報取扱規則等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

以上

情報公開制度

日本公庫は、保有する情報の一層の公開を図り、諸活動を国民の皆さまに説明する責務を全うしてまいります。

公庫は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象機関として、開示請求権制度のほか、情報提供制度により、ディスクロージャーの一層の推進に取り組んでおります。

なお、情報提供を行っている主な資料は、次表の通りです。

情報提供資料(主なもの)

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業報告	●各店舗に備置き ●国会図書館、都道府県、経済団体等に配付	6～9月
計算書類		
財産目録		
決算報告書		
監査役の見解		
監査報告書		
会計監査報告	●各店舗に備置き ●ご希望の方に配付	7月
ディスクロージャー誌(本誌)		
ホームページ ●業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載 ●電子公告	●インターネット上に開設 (アドレス https://www.jfc.go.jp/)	随時内容を更新

Memo
